

学校法人を取り巻く現状と課題等について

●
文部科学省高等教育局私学部参事官付

令和元年10月17日(木)

令和元年10月28日(月)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

＜本日の講演内容＞

1. 高等教育に関する将来構想について
2. 学校法人運営調査における経営指導の充実について
3. 監事に期待される役割

【参考：データ集】

- 私立学校を取り巻く現況について
- 令和2年度私学関係概算要求・税制改正要望について

1. 高等教育に関する将来構想について

私立学校の役割等

- ◆ 我が国の高等教育機関（大学、短大、高専）の約77.2%が私立。学生数の約73.8%が私立に在籍。

※令和元年度学校基本調査（速報値）より

- ◆ 私立学校は、建学の精神に基づき個性豊かな活動を展開。

→ 私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって、質・量ともに重要な役割を果たしている。

- ◆ また、私立学校は、

→ それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化や積極的な情報公開などを行いつつ、国民の要請に応える个性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されている。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化

国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを享受できる社会」

Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17の目標

● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …



高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口:120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数:63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
→ 必要な投資を得られる機運の醸成

2040年頃の社会の姿①

2040年という時代 … **2018年に生まれた子供たちが、大学(学部)を卒業するタイミング**

～今から22年後の未来～

我が国は課題先進国として、世界の国々が今後直面する課題にいち早く対応していく必要

成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは
「**知識**」とそれを組み合わせて生み出す「**新しい知**」

その基盤となり得るのが**教育**

特に**高等教育**については、我が国の社会や経済を支えることのみならず、
世界が直面する課題への解決にいかに関与できるかという観点が必要

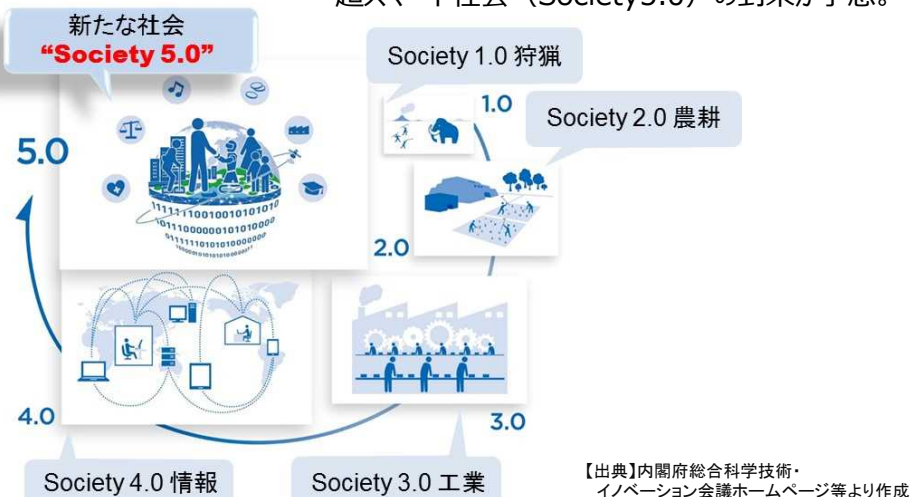
2040年頃の社会変化の方向

- **SDGs(持続可能な開発のための目標)** → 全ての人が必要な教育を受け、その能力を最大限に発揮でき、平和と豊かさを享受できる社会へ
- **Society5.0・第4次産業革命** → 現時点では想像もつかない仕事に従事、幅広い知識をもとに、新しいアイデアや構想を生み出せる力が強みに
- **人生100年時代** → 生涯を通じて切れ目なく学び、すべての人が活躍し続けられる社会へ
- **グローバル化** → 独自の社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様性を受け入れる社会システムの構築へ
- **地方創生** → 知識集約型経済を活かした地方拠点の創出と、個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会へ

2040年頃の社会の姿②

Society 5.0

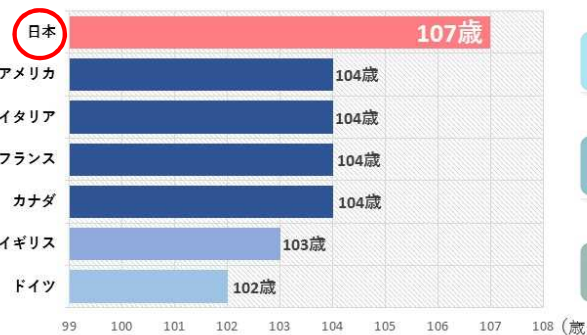
AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想。



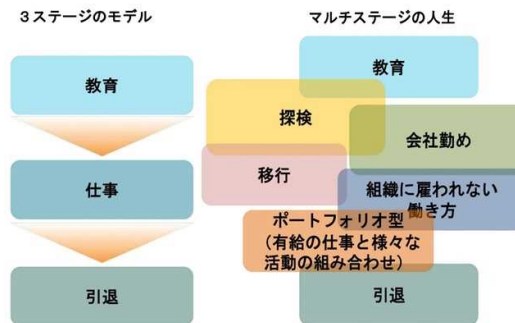
人生100年時代

世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢



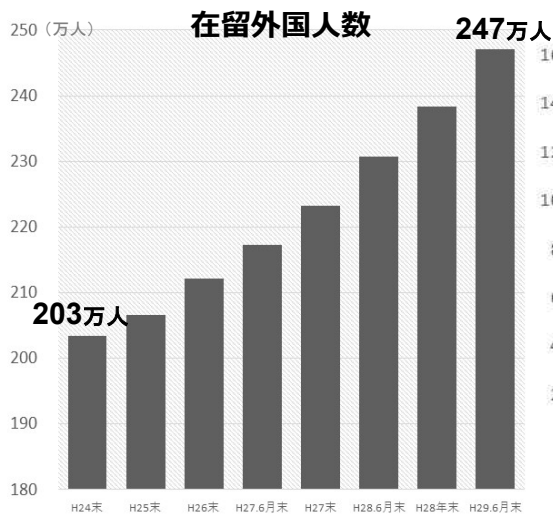
3ステージではなくマルチステージの人生



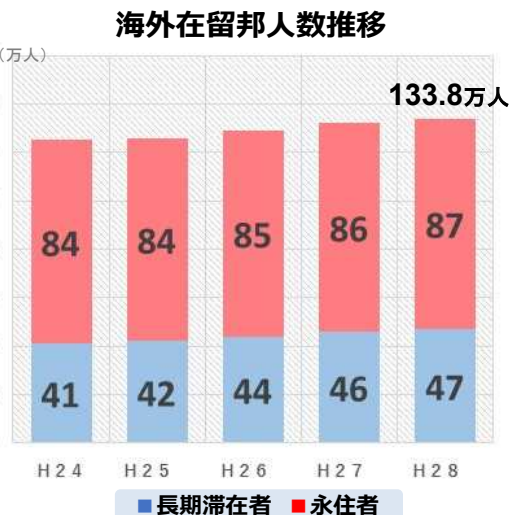
【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。



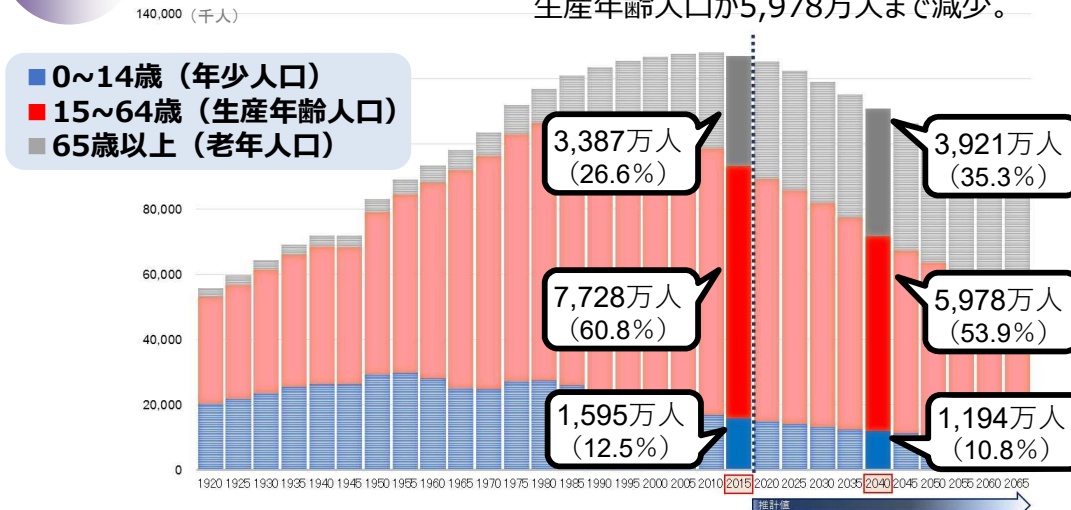
【出典】在留外国人統計(法務省 平成29年6月末)



【出典】海外在留邦人数調査統計(外務省 平成29年要約版)

人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

【出典】1920年～2010年:「人口推計」(総務省)、2015年～2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

1. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿

… 学修者本位の教育への転換 …

2040年に必要とされる人材像と 高等教育の目指すべき姿

変化の激しい予測不可能な時代の中、
高等教育は、学修者が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、
多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことが必要

予測不可能な時代を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」

+

個々人の学修成果の可視化



(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)

- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

2040年を見据えた高等教育と社会の関係

高等教育は「知識の共通基盤」から更に進んで
「知と人材の集積拠点」としての機能を継続的に発展させていくことが重要

「知識の共通基盤」

➡ 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、
成果を還元

研究力の強化

➡ 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や
科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

➡ 雇用の在り方や働き方改革と
高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

➡ 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」
に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 … ①

個々の強みが最大限に活かされ、2040年の社会を生きていく能力を獲得するためには、高等教育は、多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場になることが必要。

多様な教員

若手 実務家 外国籍 女性

●「自前主義」からの脱却

(学内出身者を中心とした教育研究体制)

●「18歳中心主義」からの脱却

(18歳で入学してくる学生を中心とした教育体制)

多様な学生

社会人 留学生 障害のある学生

多様で柔軟な教育プログラム

複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、多様な教員による、多様な学生の多様なニーズに応える多様な教育プログラムの提供が可能に。

学位プログラムを中心とした大学制度

- ✓ 学部等の組織の枠を越えた学部横断的な教育に積極的に取り組むことによる多様な教育プログラムの提供

実践的な教育を行える人材の確保

- ✓ 地域、企業等と有機的に連携した実践的な教育の充実

単位互換制度の柔軟化とICT活用教育の推進

- ✓ 教育資源の有効活用、教育内容の豊富化、多様な教育ニーズへの対応

高等教育機関の国際展開

- ✓ 諸外国の優秀な若者への我が国の高等教育へのアクセス向上
- ✓ 我が国の高等教育機関の教育、研究力の向上、国際通用性の強化

留学生交流の推進

- ✓ 優秀な留学生の獲得
- ✓ 高度外国人材としての留学生の我が国への定着を促進

学位等の国際通用性の確保

- ✓ 高等教育をめぐる激しい国際競争における、我が国の高等教育機関の魅力の向上

リカレント教育の充実

- ✓ 多様な年齢層の多様なニーズを持った学生への教育体制の整備

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 … ②

高等教育機関が「多様性」を発揮するためには、各大学は自らの強みや特色を意識して、自大学の発展の方向性の明確化や他大学との連携推進など「強み」を強化していくことが必要。

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 資源の共有化を含めた経営力の強化

「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現のため、大学内外の人的・物的資源の結集とそれを支えるガバナンスが重要

- 強み・特色を活かした教育研究の高度化

不断の大学改革により、新たな「強み」を持続的に生み出していくとともに、時代の社会を牽引するような新たな価値を創造することが期待

大学の多様な「強み」の強化

国公私を通じて教育研究の高度化、経営力の強化を目指す

大学等の連携・統合の可能性

- ① 国立大学の一法人複数大学制の導入
- ② 私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策
- ③ 国公立の枠組みを越えた連携の仕組み

- ✓ 複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有

学外理事の複数名登用促進

- ✓ 客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、大学運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たす

複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築

「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築

- ✓ 学外の教員や実務家など多様な人的資源を活用し、多様な年齢層の多様なニーズを持つ学生を受け入れていくため、必要な教育研究分野、求人の状況、教員や学生の相互交流などについて恒常的に意思疎通を図る

大学として中軸となる「強み」や「特色」を明確化

- ✓ 将来の変化を見据え、大学が自らの強みや独自性を意識した上で、発展の方向性を考える

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 … ①

【実現すべき改革の方向性】

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていること。
- このための**多様で柔軟な教育研究体制**が各高等教育機関に準備され、こうした教育が行われていることを確認できる**質の保証**の在り方へ転換されていること。

全学的な教学マネジメントの確立

(「教学マネジメント指針」の作成)

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革に繋げることが重要。
- このようなPDCAサイクルは、**大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要**がある。



各大学における取組に際する留意点などを網羅的にまとめた**教学マネジメントに係る指針**を、大学関係者が参画する**大学分科会の下(※)**で作成し、各大学へ一括して示す。

(※)H30/11/20の大学分科会で「教学マネジメント特別委員会」を設置。

《教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例》

- 教育内容の改善
(カリキュラム編成の高度化)
- 教職員の資質の向上
(FD・SDの高度化) 等
- 教育方法の改善
(シラバスの記載の充実、成績評価基準の適切な運用)

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、**学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用**する。
- 各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、**積極的に説明責任を果たしていく**という観点からも、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表する。
- 情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について**教学マネジメント指針**の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

《把握・公表すべき情報の例》

- 単位・学位の取得状況
- 卒業後の進路の状況
(就職率、就職先等)
- 学修時間
- 学生の成長実感・満足度
- 学生の学修に対する意欲
- 入学者選抜の状況
- 留年率・中退率
- 教員一人当たりの学生数
- 履修単位の登録上限設定の状況
- 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
- FD・SDの実施状況 等

- これらの情報について、当該大学のみならず**社会全体が効果的に活用**することができるよう、全国的な学生調査や大学調査を通じて、整理し、比較できるように**一覧化する機能を設ける**ことが必要。

教育の質保証 システムの確立

- 何を学び、身に付けることができるのかが明確か
- 学んでいる学生は成長しているのか
- 大学の個性が発揮できる多様で魅力的な教員組織、教育課程があるかを

確認する質保証システムへの転換

設置基準の見直し

昭和31年(進学率が右上がりの時代)に制定された大学設置基準が現状に適應するかどうか等について検討する必要



- ✓ 時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。
- 具体的には、定員管理、教育手法、施設整備等について、学生／教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討に着手する。
- ✓ 定性的な規定については解釈の明確化を図り、これに基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるよう、解釈に関する通知を发出する。

認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

- ✓ 認証評価機関は、自己評価書の記載内容の見直しや他の評価等の活用により効率的に認証評価を実施するとともに、特色ある教育研究活動を積極的に発信
- ✓ 認証評価機関は、自らが定める大学評価基準に適合しているか否かを認定
- ✓ 受審期間の見直し
- ✓ 認証評価機関は、今後、学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果や教育成果等のデータを相対的に活用し、人材育成目的や規模が近い大学同士の比較や、経年比較による改善状況を確認

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置

… あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

実現すべき改革の方向性

- 18歳人口は、2040年には約88万人まで減少し、現在の74%程度の規模となることを前提に、各機関における教育の質を維持・向上するための適正な規模を見極めた上で、社会人及び留学生の受入れ拡大が図られていること。

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

18歳人口	120万人(2017) → 88万人(2040)	現在の約74%の規模
大学進学者数	63万人(2017) → 50.6万人(2040)	現在の約80%の規模

あらゆる世代のための「知の基盤」
となりうることを見通した設定が必要

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む

地域における高等教育



高等教育の将来像を国が示すだけでなく、それぞれの地域で、高等教育機関が産業界や地域を巻き込んで、それぞれの将来像が議論されるべき時代

- 全都道府県の大学の配置状況に関する客観的なデータの作成(将来の入学者減の推計を含む)

地域国公私立大学が、地方自治体、産業界を巻き込んで、将来像の議論や連携、交流の企画を行う恒常的な体制(「地域連携プラットフォーム(仮称)」)を構築

- 国は、地域の実情を踏まえた議論のためのデータや仕組みづくりを行った上で、各地域の議論を支援し、それらを踏まえた全体像を提示

- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

2. 学校法人運営調査における経営指導の 充実について

学校法人に対する経営指導体制

◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)

2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

委員(※)構成
 ・私学理事(長)、学長／経験者
 ・弁護士
 ・公認会計士
 ・研究者／教授
 ・民間経験者
 (マスコミ・ジャーナリスト等)

※文部科学省組織規則第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

★H27より委員を増員
 30名→35名

学校法人運営調査委員

★H27より調査校数を拡充
 年間30法人程度→50法人程度

指導・助言

<書面審査、実地調査等を実施>

財務面

管理
 運営面

教学面

指導・助言に対する
 改善状況報告

各学校法人

対象:全文部科学省所轄学校法人

★2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

一部の学校法人

◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

文部科学省 一経営指導一

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告等

経営指導等

経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

経営相談等

経営改善計画の作成支援等

私学事業団 一経営相談一

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

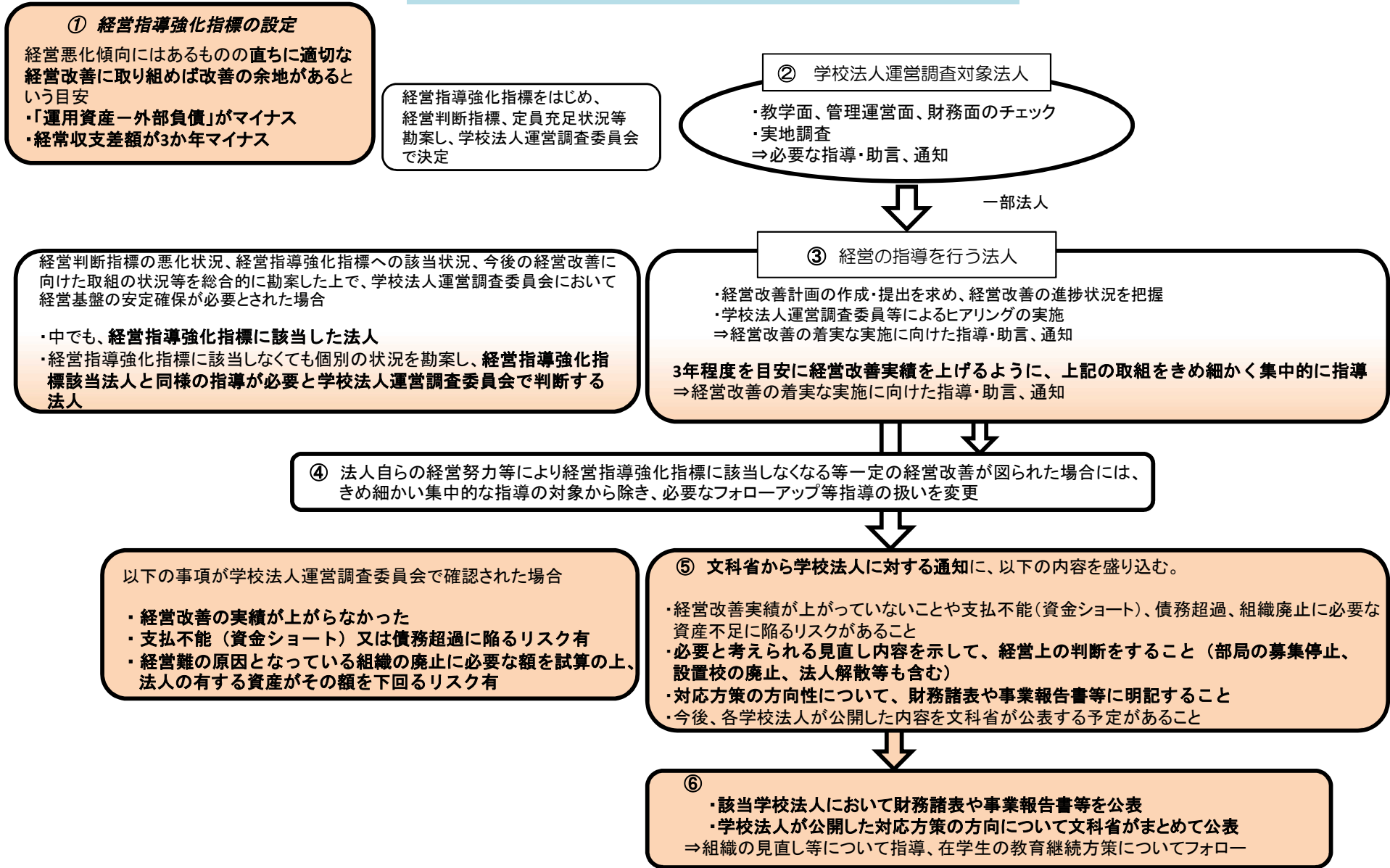
【経営改善計画(モデル)】

- 1.経営改善計画最終年度における財務上の数値目標(現状分析含む)
- 2.建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
- 3.実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
 - (1)教学改革計画
 - ①設置校・学部等の特徴(強み弱み・環境分析)
 - ②学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
 - ③カリキュラム改革・キャリア支援等
 - (2)学生募集対策と学生数・学納金等計画
 - (3)外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
 - (4)人事政策と人件費の抑制計画
 - (5)経費抑制計画(人件費を除く)
 - (6)施設等整備計画
 - (7)借入金等の返済計画
- 4.組織運営体制
 - (1)理事長・理事会等の役割・責任とプロジェクトチームの設置等による経営改善のための検討・実施体制
 - (2)情報公開と危機意識の共有
- 5.財務計画表
- 6.経営改善計画実施管理表

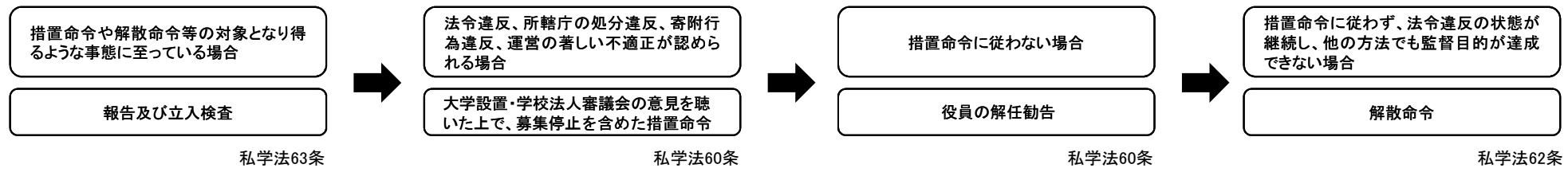
連携(情報共有・意見交換)

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分



財務状況の悪化傾向



近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（１）

大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
管理運営組織	監事	監事による監査の充実
		監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員報酬に関する規程の整備
		役員退職金支給規程の整備
	理事会 /評議員会	監事の理事会・評議員会への出席率の改善
		評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		決算及び事業の実績を、理事会において決定、評議員会に報告
		理事会が学校法人の最終的な意思決定機関であることを踏まえ、常任理事会等の位置づけや役割を明確化
	理事 /評議員	評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適正化
	備え付け /届出	学校法人設立時の財産目録の備え付け
		資産総額の変更登記を毎年度所定の期間に行い、文部科学大臣に対する速やかな届出
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規定の見直し・改正
		教員の採用・昇格基準の整備
		諸規程の整備
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する規程 ・情報公開に関する規程 ・公益通報に関する規程
		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員退職金支給規程 ・学長候補者選考規程 ・学部（学科）長候補者選考規程

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（２）

大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規定の見直しを含めた適切な改善
	収益事業	収益事業の在り方を検討し、必要に応じた寄附行為の変更
	財務諸表	貸借対照表注記の記載事項改善
		補助活動、国際交流基金事業の計上方法の適正化
経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保	
教学	学生確保 /定員管理	設置学部等の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	A P ・ D P	入学者選抜規程の整備
卒業認定基準の明示		

3. 監事に期待される役割

監事の職務

- ◆ 学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、不正等があれば対処する。

【私学法第37条第3項】

監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号又から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

【私学法第37条第4項】

前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

監事の牽制機能の強化（私立学校法改正関係）

◆ 理事の業務執行の状況の監査（第37条第3項第3号～第5号、第7号）

◆ 監事の理事会召集請求権及び招集権（第37条第3項第6号及び第4項）

＜私立学校法第37条第4項＞

4 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

◆ 監事による理事の行為の差止め（第40条の5（一般法人法第103条準用））

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◆ 費用等の請求（第40条の5（一般法人法第106条準用））

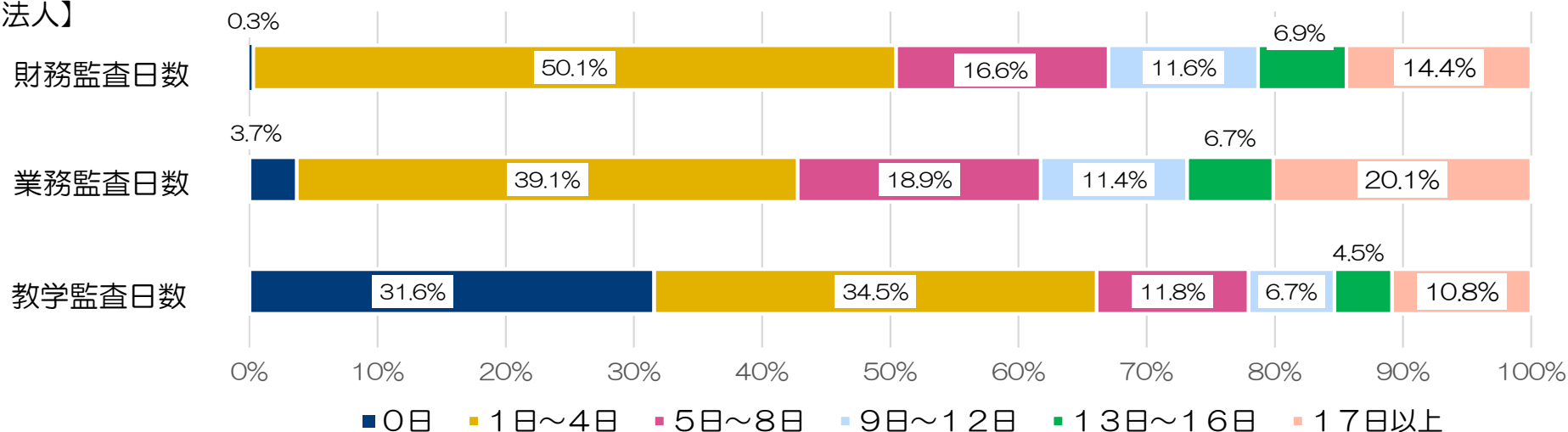
監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

監事業務の現状 【大学法人】

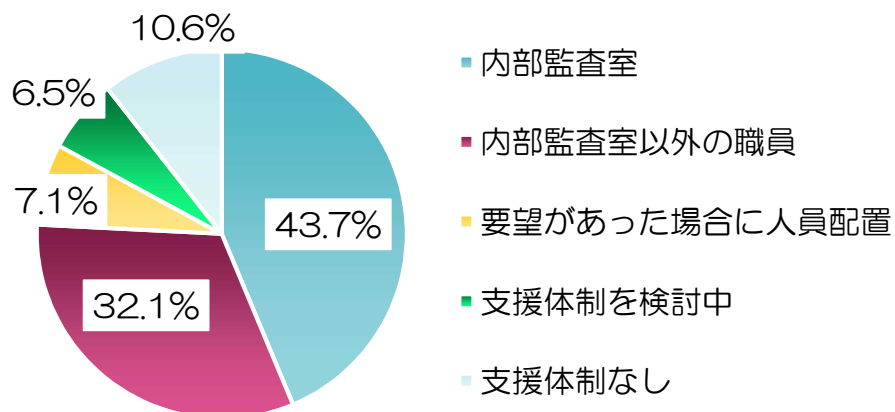
◆監事による財務監査、業務監査について要した日数（のべ日数）について（H29年度）

【大学法人】



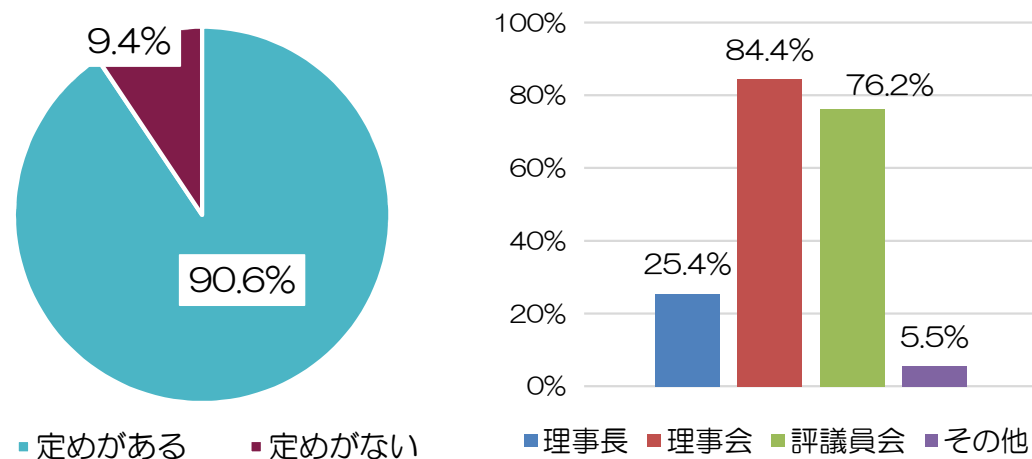
◆監事のサポート体制

- 監事監査実施をサポートするため、どのような体制を取っているか。



◆監事による監査結果の報告について

- 監事による業務監査等の監査結果の報告に関する規程等はあるか。また規程等がある場合、報告先はどこか。



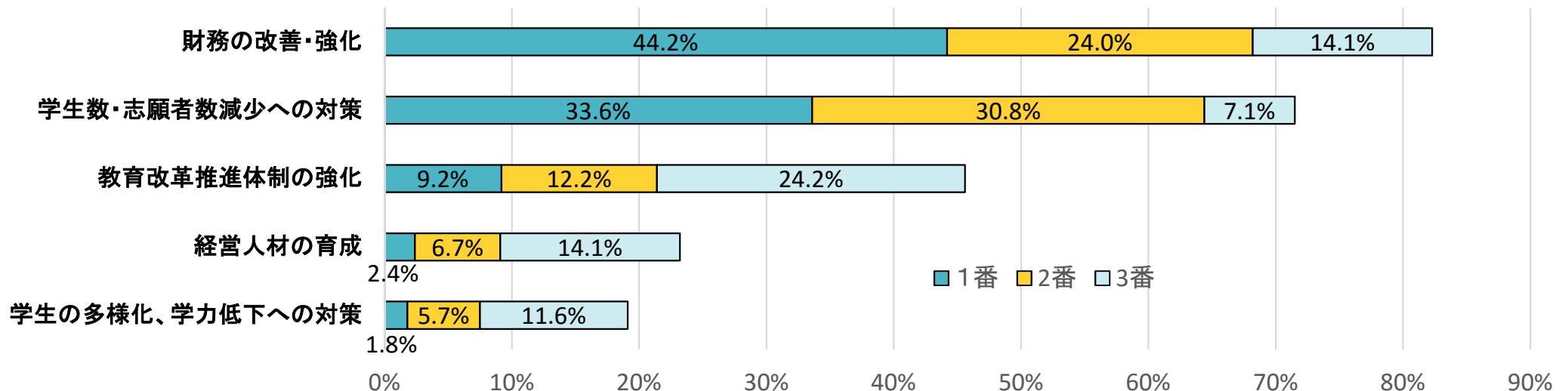
監事業務に期待される役割

【大学法人】

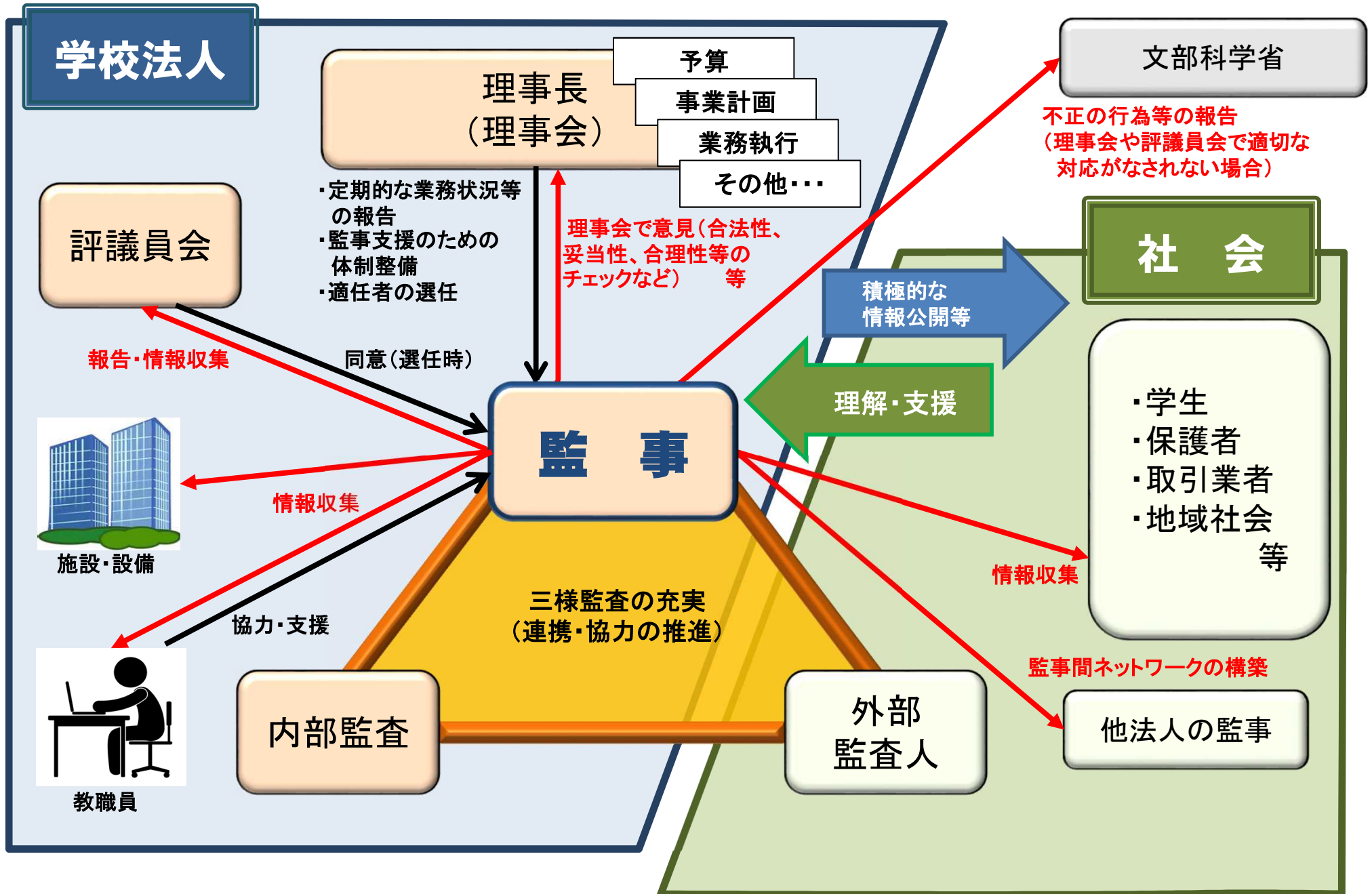
◆ 今後、実施を期待する監査項目 ※()は現在の実施状況

- ✓ 中長期計画・・・37.8%(65.6%)
- ✓ 教育活動・・・33.9%(50.3%)
- ✓ 各部署の業務執行<学内事務体制の見直し>・・・32.7%(62.6%)
- ✓ 監査における指摘事項の改善状況・・・30.7%(73.8%)
- ✓ 人事、労務管理・・・28.8%(34.2%)

◆ 学校法人の現在の課題 <現在、課題と考えていることは何か。(重要と考えている順に3項目選択)>



監事への期待



監事機能の充実強化のためのポイント

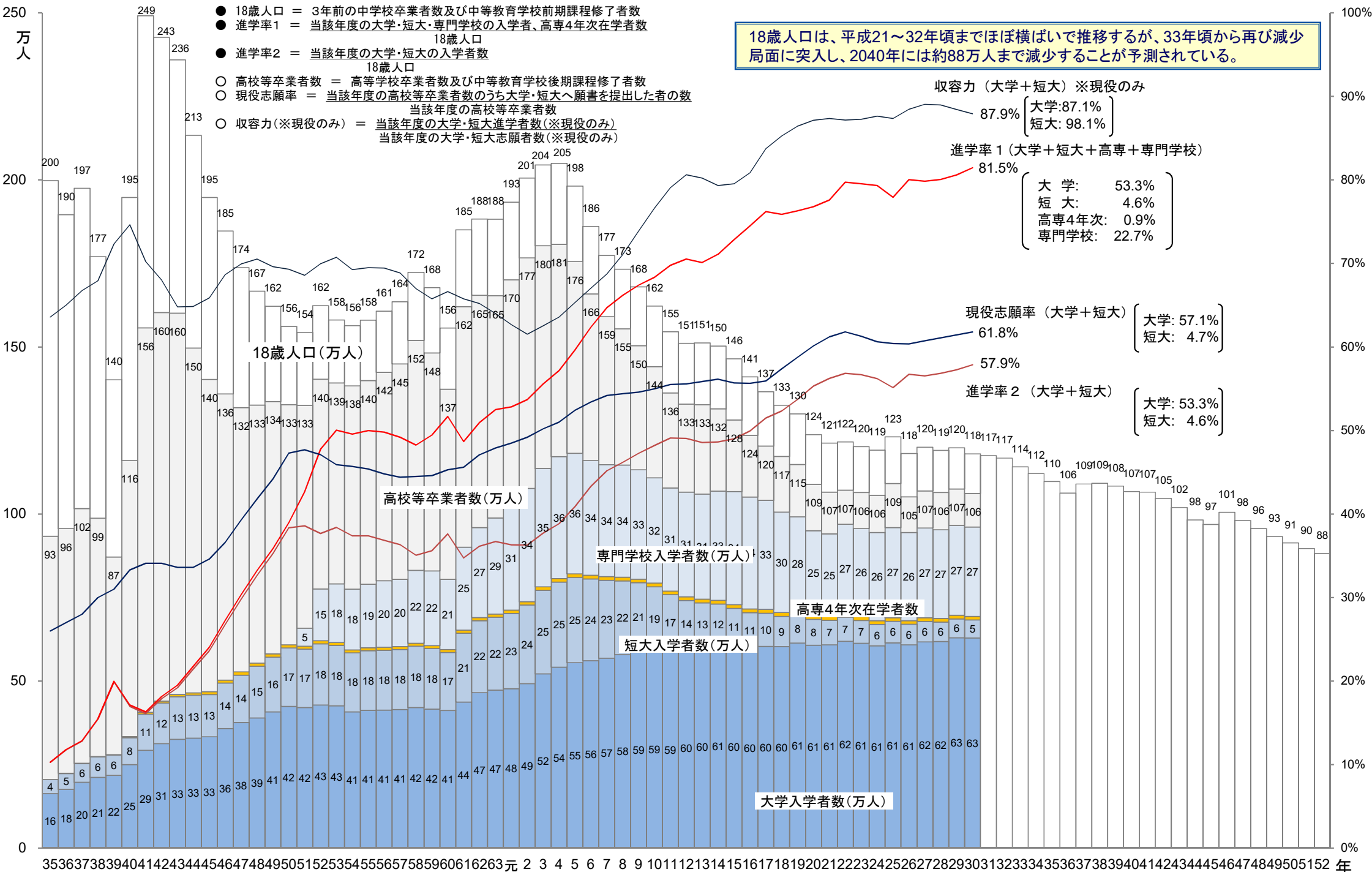
- ◆ 監事として適格な者を選
- ◆ 監事監査の重要性や監査への協力を法人内に周知
- ◆ 監事と役員・教職員との適切な関係の構築
- ◆ 監事への情報提供、監事による情報収集
- ◆ 監事支援のための体制（内部監査室等）の整備
- ◆ 監事の業務や責任に応じた報酬の支払い
- ◆ 常勤監事の設置

等

参考：データ集

<私立学校を取り巻く現況について>

参考データ：18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校への入学者、高専4年次在学者数
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大への入学者数
- 高校等卒業者数 = 高等学校卒業者数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業者数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数
- 収容力(※現役のみ) = 当該年度の大学・短大進学者数(※現役のみ) / 当該年度の大学・短大志願者数(※現役のみ)

18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少局面に突入し、2040年には約88万人まで減少することが予測されている。

大学: 53.3%
短大: 4.6%
高専4年次: 0.9%
専門学校: 22.7%

大学: 57.1%
短大: 4.7%

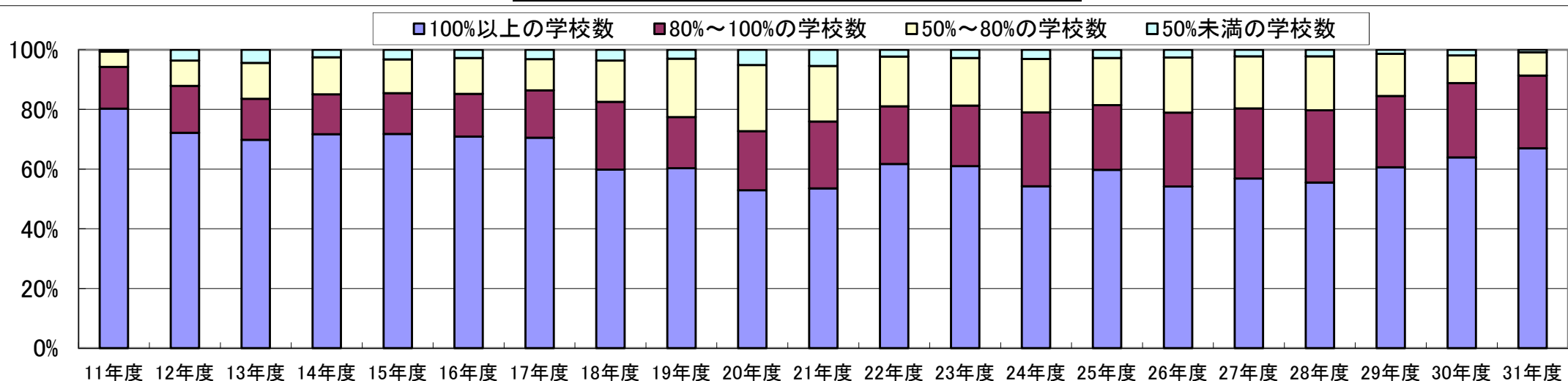
大学: 53.3%
短大: 4.6%

出典：文部科学省「学校基本統計」、平成43年～52年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に作成
※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

私立大学の経営状況について

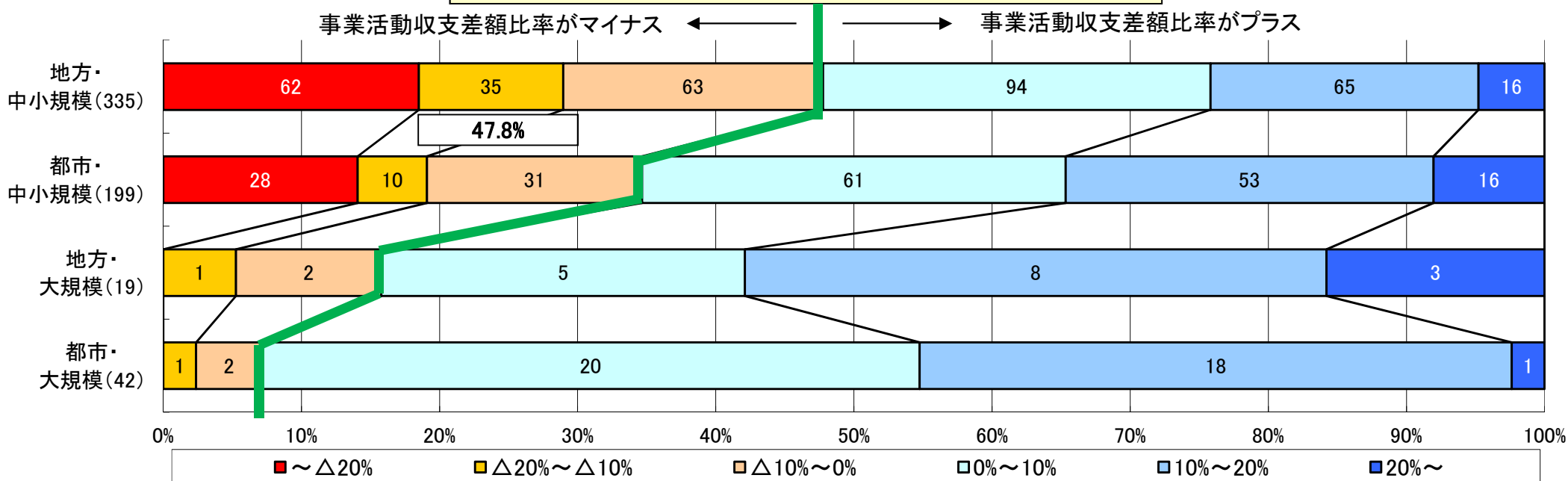
(日本私立学校振興・共済事業団
「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私大の33%が入学定員未充足



(日本私立学校振興・共済事業団
「今日の私学財政(平成30年度版)」より作成)

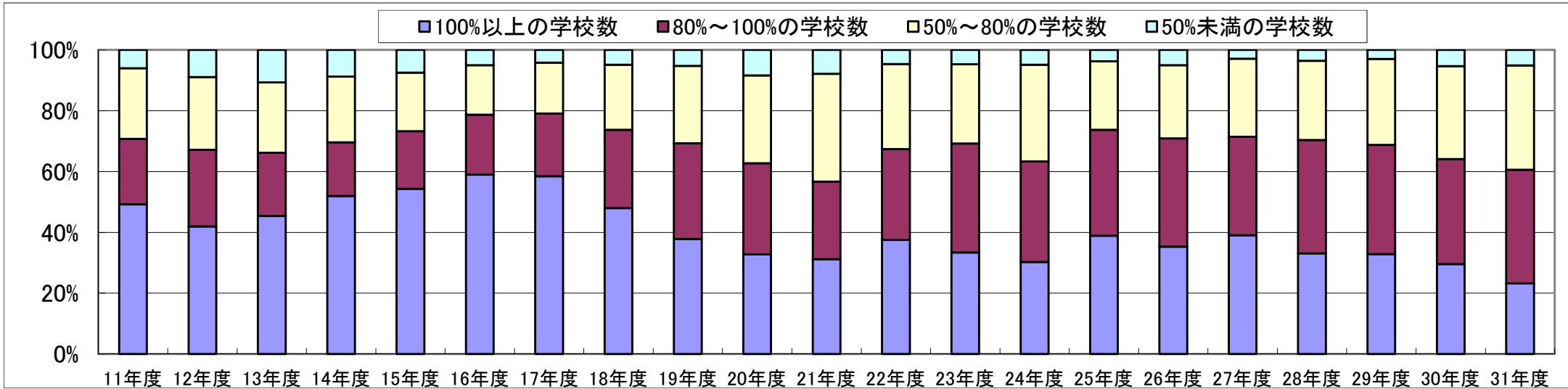
地方中小私大の収支状況は約半数が赤字傾向



私立短期大学等の経営状況について

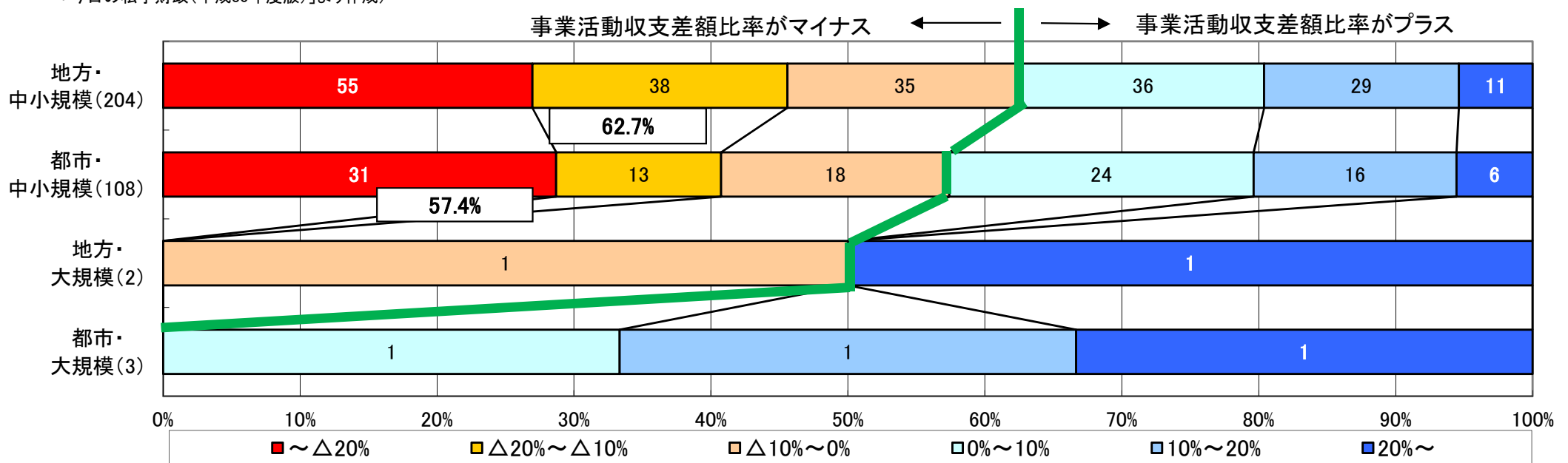
(日本私立学校振興・共済事業団
「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立短大の77%が入学定員未充足

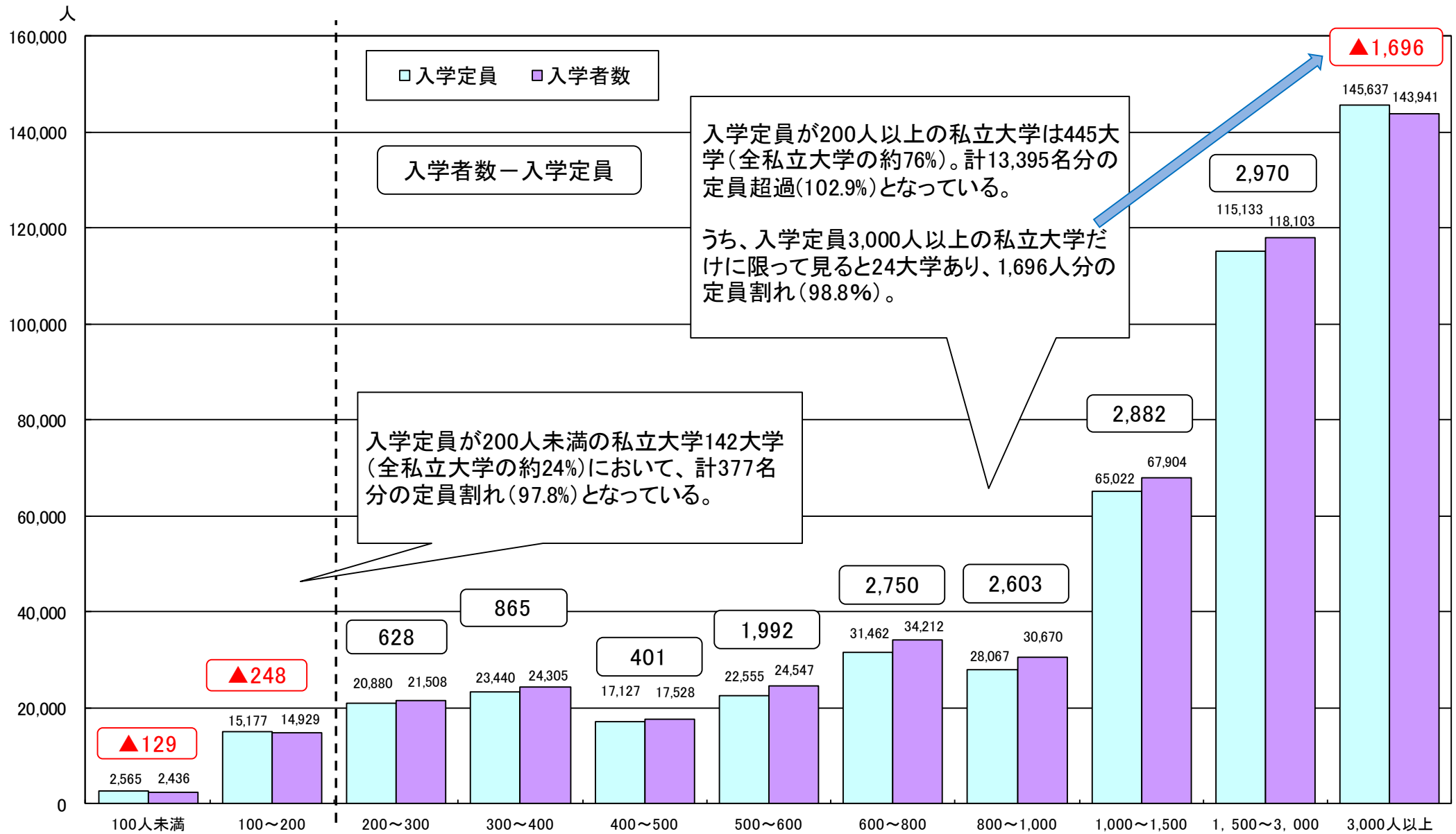


(日本私立学校振興・共済事業団
「今日の私学財政(平成30年度版)」より作成)

中小私短大等の収支状況は約6割が赤字傾向



規模別の入学定員、入学者数等(平成31年度、私立大学)

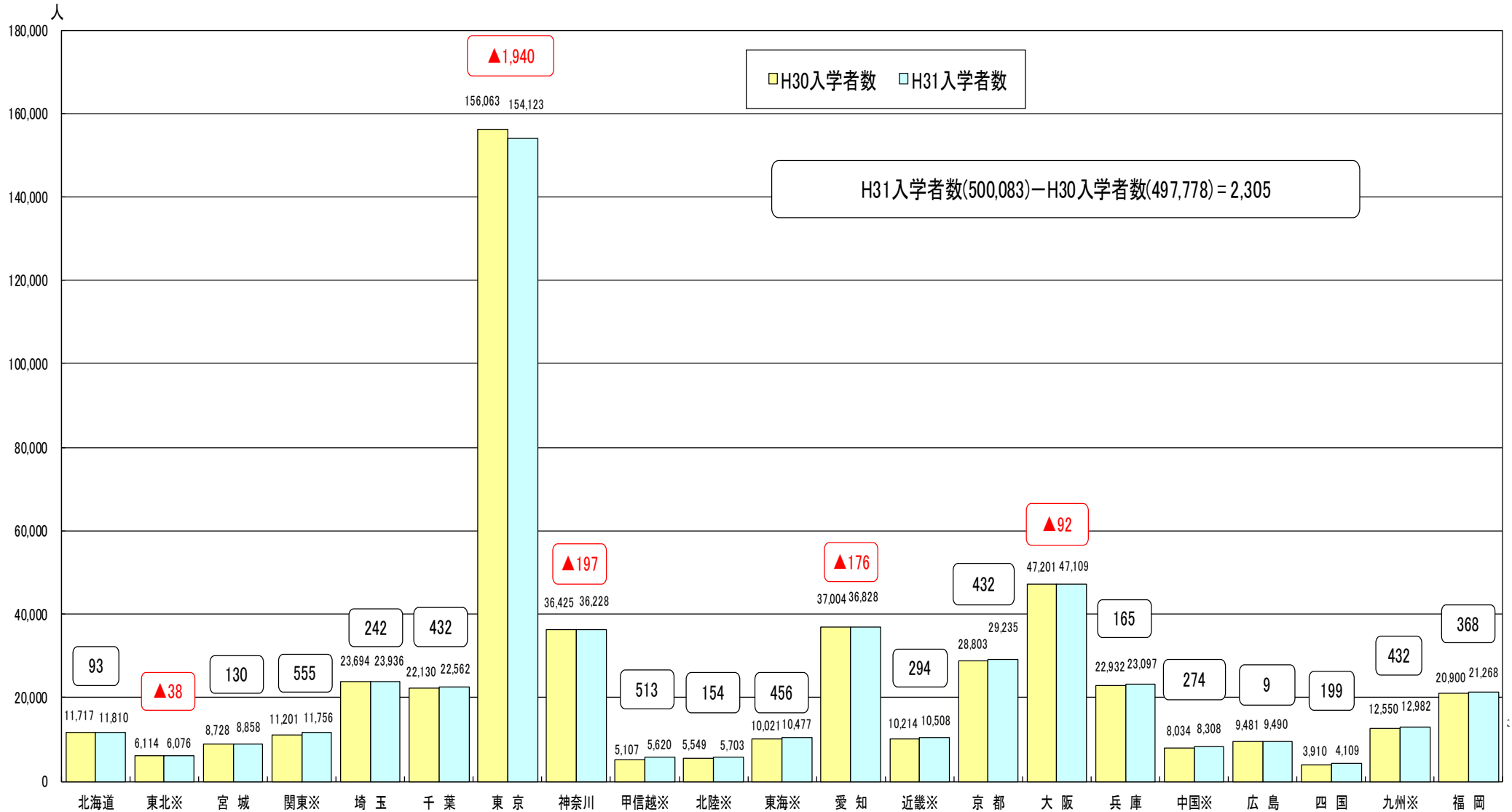


(日本私立学校振興・共済事業団「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

地域別の入学者数(前年度との比較、私立大学)

私立大学等経常費補助金や学部等設置認可申請に係る定員管理厳格化により、三大都市圏(※)での入学者数が減少。

※三大都市圏：埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫

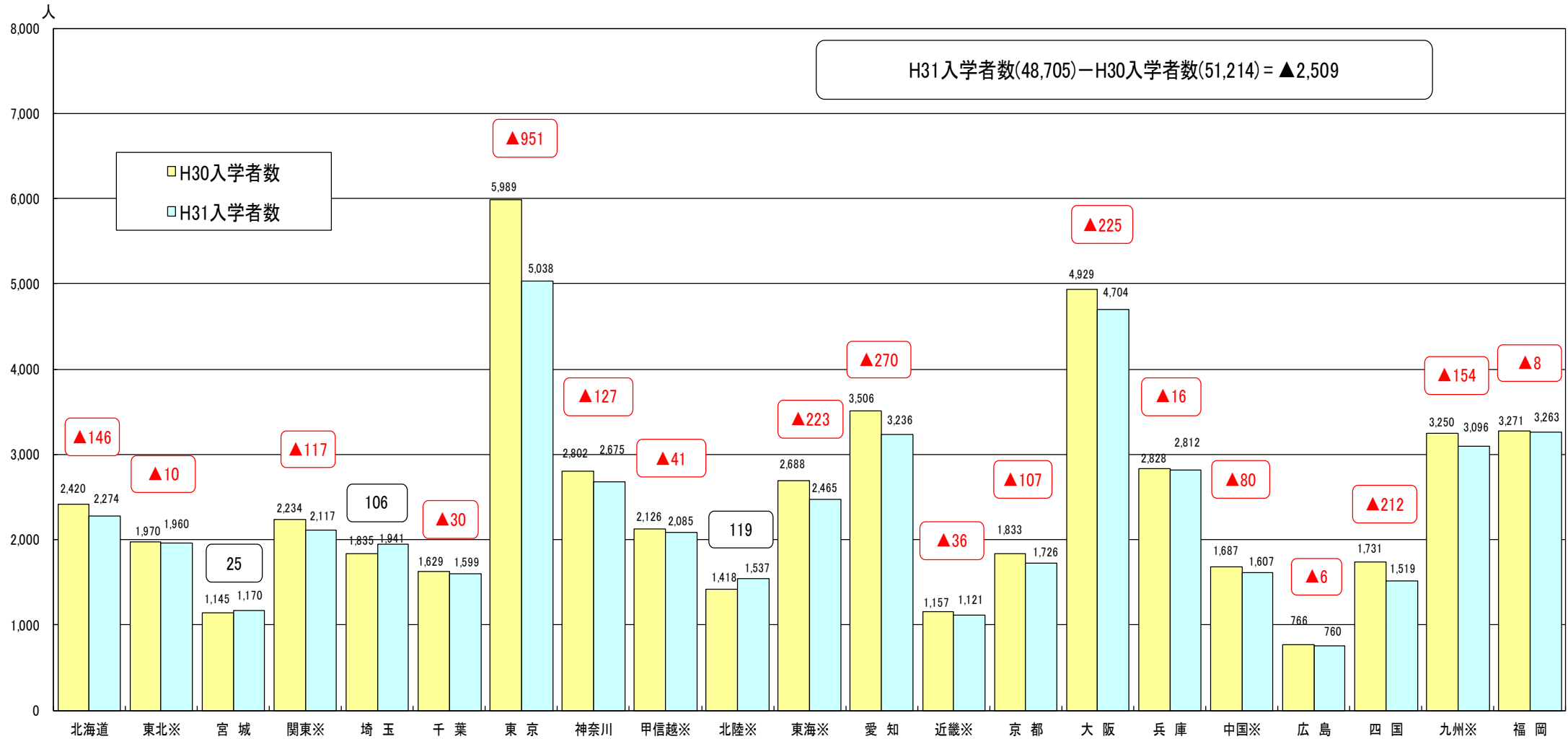


(日本私立学校振興・共済事業団「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

地域別の入学者数(前年度との比較、私立短期大学)

私立短期大学の入学者数は全国的に減少傾向。入学定員充足率は、三大都市圏(※)が高い傾向。

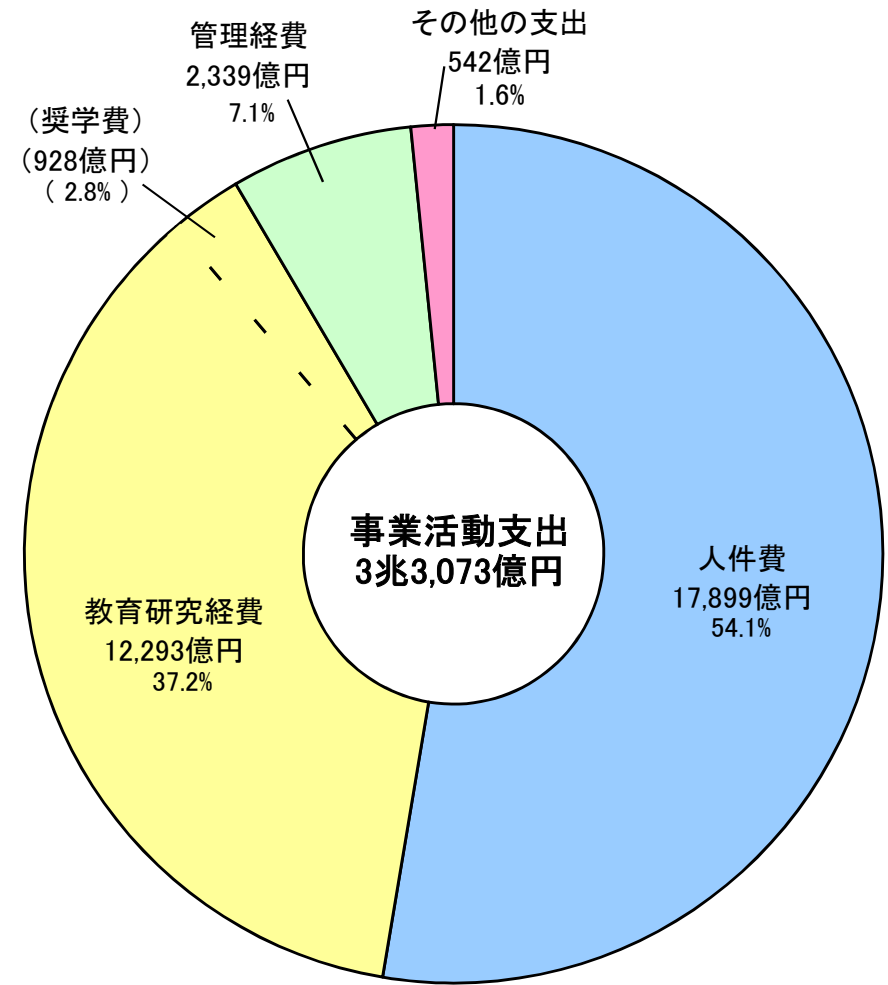
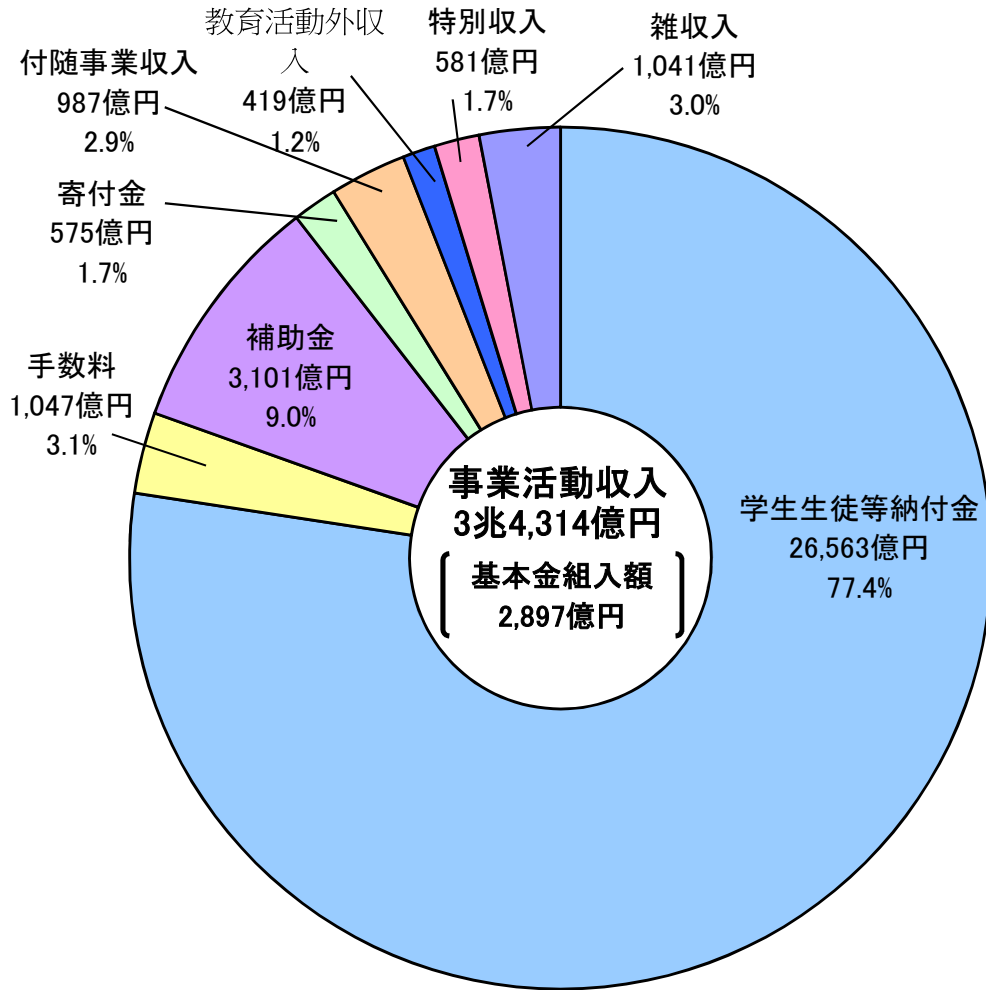
※三大都市圏：埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫



※東北（青森、岩手、秋田、山形、福島）、関東（茨城、栃木、群馬）、甲信越（新潟、山梨、長野）、北陸（富山、石川、福井）、東海（岐阜、静岡、三重）、近畿（滋賀、奈良、和歌山）、中国（鳥取、島根、岡山、山口）、九州（佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

(日本私立学校振興・共済事業団「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立大学の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

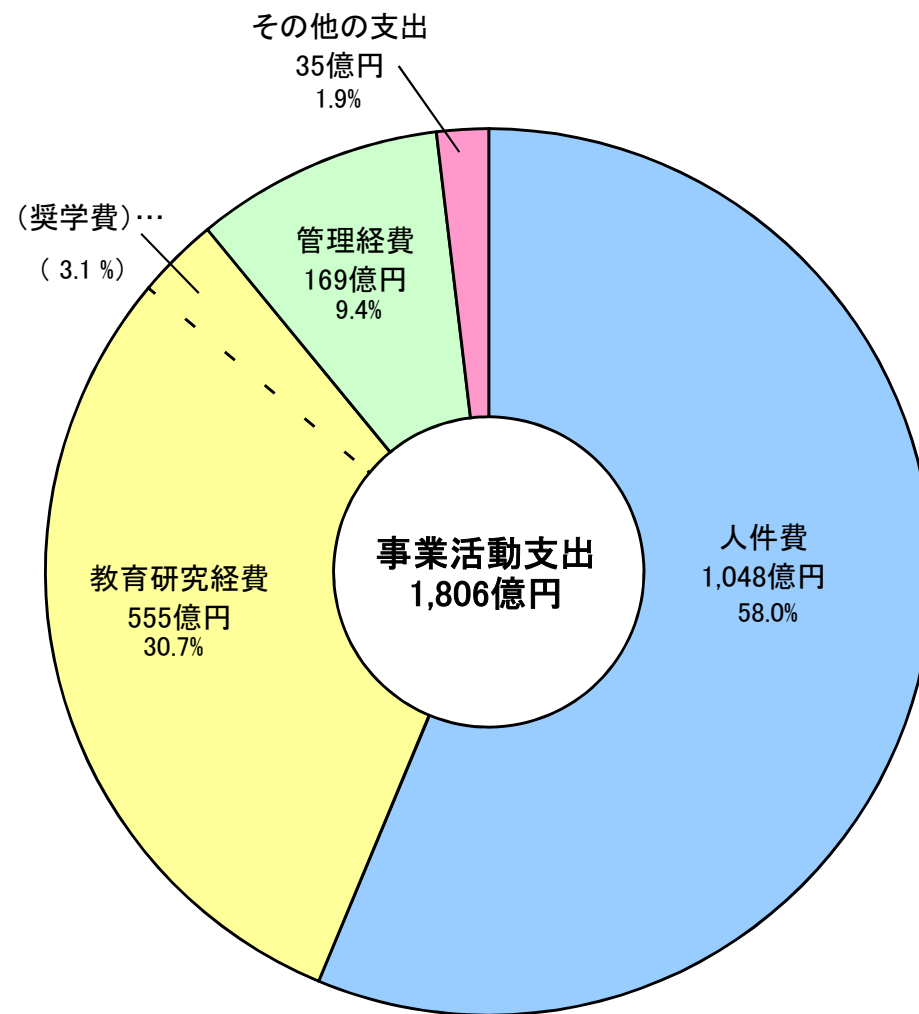
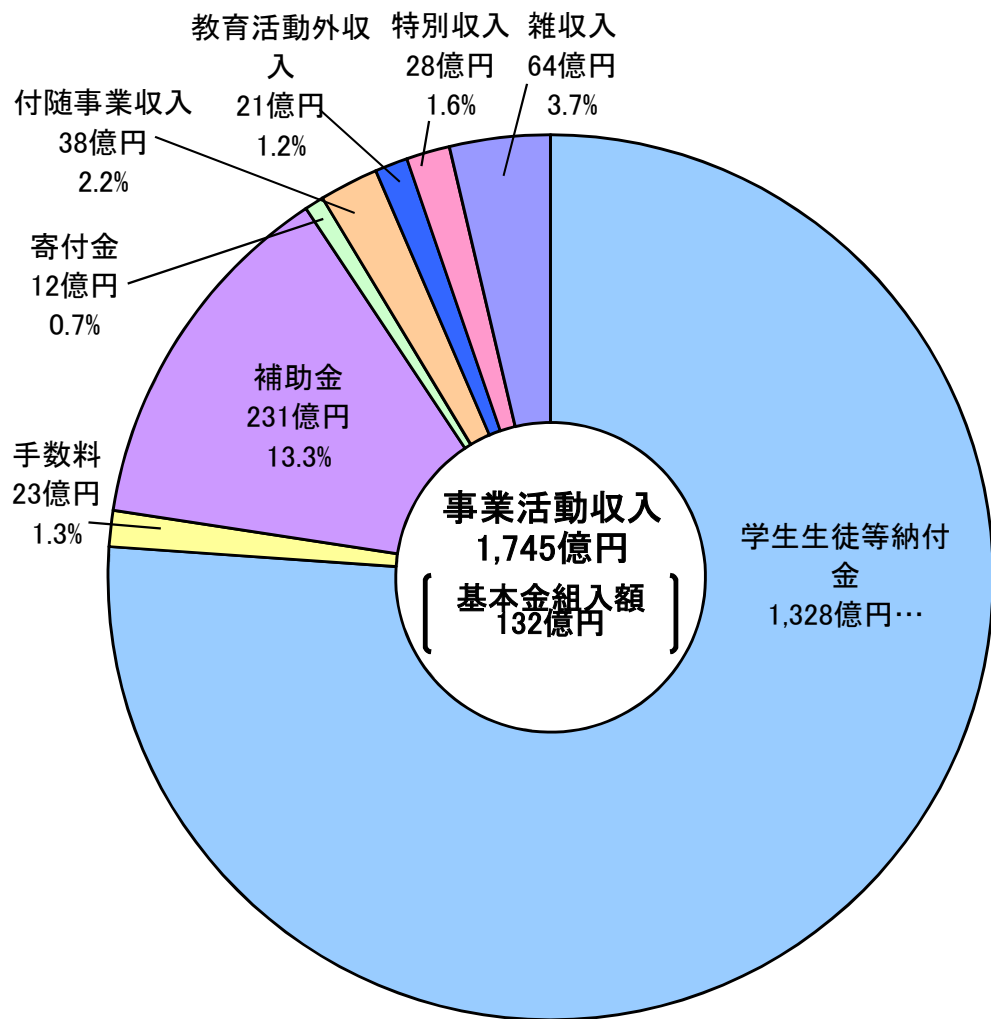
※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成30年度版）」

※ 事業活動収支計算書（595校）の集計

私立短期大学等の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成30年度版）」

※事業活動収支計算書（317校）の集計

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況（経年の推移）

○大学の収支状況

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
集計学校数	a	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590	校 595
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654	34,314
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544	33,073
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	2,574	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110	1,241
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%	3.6%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233	校 235
割合	g=f÷a	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%	39.5%

○短期大学の収支状況

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
集計学校数	a	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324	校 321	校 317
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838	1,745
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842	1,806
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59	▲ 5	▲ 61
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲2.3%	▲5.4%	▲5.9%	▲4.0%	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%	▲0.3%	▲3.5%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174	校 191
割合	g=f÷a	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%	60.3%

○高等学校の収支状況

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
集計学校数	a	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310	校 1,301
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092	11,053
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637	10,727
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275	554	452	455	326
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲0.8%	▲1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%	2.9%
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	校 544/1,290	校 530	校 582
割合	g=f÷a	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%	44.7%

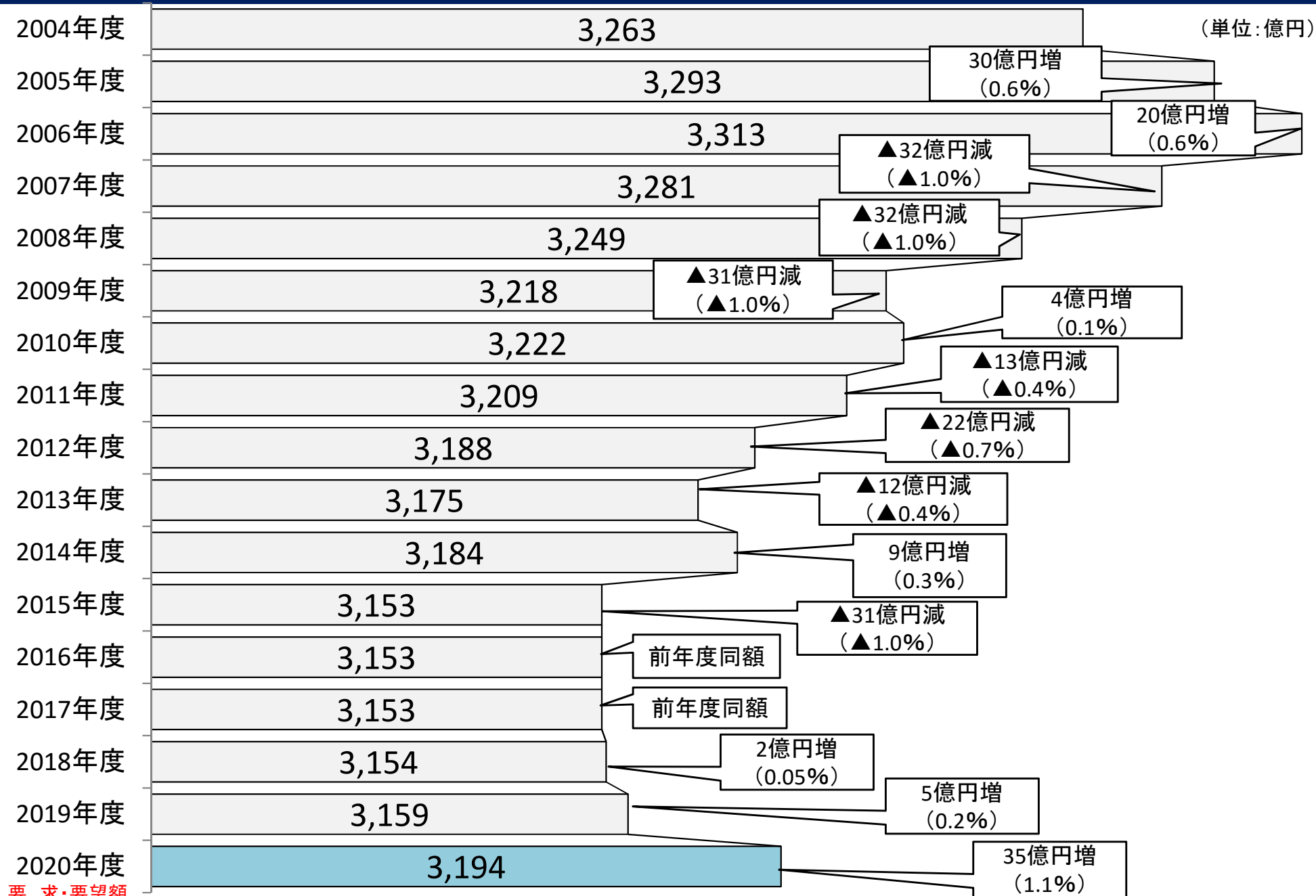
○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とされない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

(※) 出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

<令和2年度私学関係概算要求・税制改正要望について>

私立大学等経常費補助金予算額の推移



要求・要望額

注1:金額は当初予算額である。
 注2:2012年度～2020年度要求には、復興特別会計分を含まない。
 注3:単位未満四捨五入の関係で上記数字が一致しないことがある。

私学助成関係予算

～私立学校の特色強化・改革に向けた推進～

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)

4,743億円
4,290億円



私立大学等経常費補助 3,194億円 (+35億円)

(1)一般補助 2,743億円(+31億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標の本格導入等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

(2)特別補助 451億円(+4億円)

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業 154億円(+7億円)(一般補助及び特別補助の内数)

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援

○大学院等の機能高度化への支援 134億円(+3億円)(一般補助及び特別補助の内数)

「Society5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、基礎研究を中心とする研究力強化につながる、優秀な若手研究者や女性研究者の支援等を強化することにより、大学院等の機能高度化を図る

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,043億円 (+22億円)

(1)一般補助 867億円(+6億円)

都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援
○幼児児童生徒1人当たり単価の増額

(2)特別補助 147億円(+14億円)

各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による助成を支援

○児童生徒等の安全確保に関する支援の充実

○教育の質の向上に取り組む学校への支援の充実

○特別な支援が必要な幼児の受入れや預かり保育を実施する幼稚園に対する支援の充実 等

(3)特定教育方法支援事業 30億円(+2億円)

特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 506億円 (+397億円)

※「臨時・特別の措置」(防災・減災、国土強靭化関係)は予算編成過程で検討

(1)耐震化等の促進 275億円(+225億円)

学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事、そのほか防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の設備を重点的に支援

(2)教育・研究装置等の整備 231億円(+172億円)

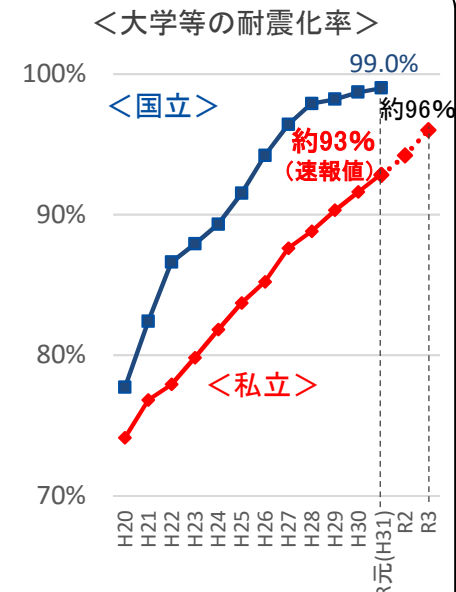
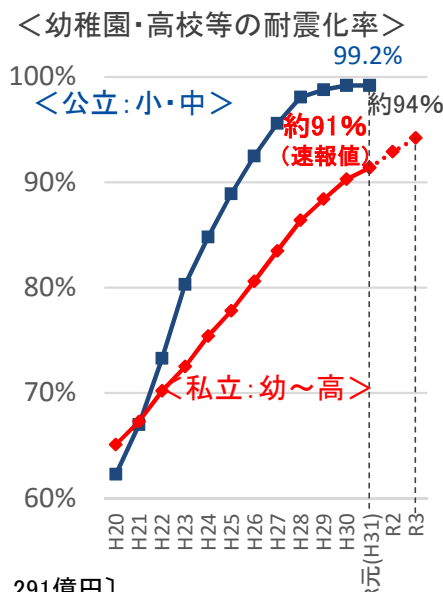
○私立大学等の装置・設備費 120億円(+98億円)

私立大学等の多様で特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備を支援

○私立高等学校等ICT教育設備整備費 54億円(+31億円)

次期学習指導要領の全面実施を中学校2021年度、高等学校2022年度に控え、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援

※他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 625億円(うち財政融資資金 291億円)



出典:私立学校耐震改修状況調査(2019年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値)

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立大学等経常費補助の概要

令和2年度要求・要望額 3,194億円
(前年度予算額 3,159億円)



事業内容

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育研究の質の向上、地域への貢献及び研究力の強化等に取り組む私立大学等に対する支援を強化する。

一般補助 2,743億円 (2,712億円)

(※私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約86%)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標の本格導入等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進する。

特別補助 451億円 (447億円)

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ **私立大学等改革総合支援事業** 154億円 (147億円) ※上記の一般補助及び特別補助の内数

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ **大学院等の機能高度化への支援** 134億円(131億円) ※上記の特別補助の内数

Society5.0の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、基礎研究を中心とする研究力強化につながる、優秀な若手研究者や女性研究者の支援等を強化することにより、大学院等の機能高度化を図る。

<参考：復興特別会計>

○ **被災私立大学等復興特別補助** 5億円(7億円)

東日本大震災により被災した福島県内の大学等の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

※括弧内は令和元年度予算額。
単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立大学等改革総合支援事業

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)

154億円
147億円)



文部科学省

事業概要

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム (イメージ)

※特別補助交付額：タイプ1, 3, 4は1校当たり1,000万円程度、タイプ2は2,000万円程度を想定
(各選定校数等により変動)
※全タイプを通じ、成果の発信とリカレント教育を考慮

タイプ1 「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」 195校程度

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進、各専門分野の特性に応じたAI、数理、データサイエンス等に関する教育の導入・強化等、新たな時代を生きる学生に対する教育機能の強化を促進
- 入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ3 「地域社会への貢献」 215校程度 (20~40グループ含む)

- 地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援
(20~40グループ)

タイプ2 「特色ある高度な研究の展開」 85校程度

- 社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進

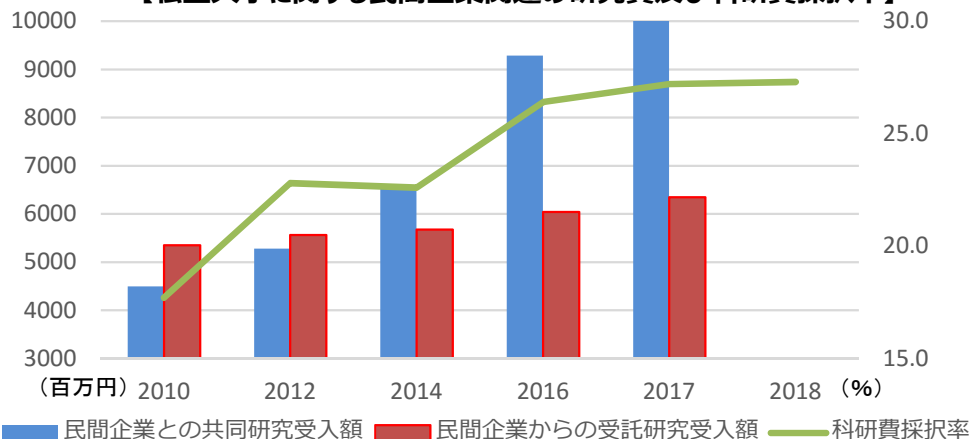
タイプ4 「社会実装の推進」 130校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

背景・現状

- 総合イノベーション戦略では、「Society5.0」の実現に向けて、基礎研究を中心とする研究力の強化が掲げられており、研究「人材」「資金」「環境」改革を大学改革と一体的に実行することが求められている。
- 私立大学においては、近年、民間企業関連の研究費や科研費採択率も上昇傾向にあり、研究関連のランキングも示すように、日本の研究力の向上に大きく寄与しているところ、私立大学の大学院等の機能の高度化への支援を強化することによって、日本の研究力の強化を促進する。

【私立大学に関する民間企業関連の研究費及び科研費採択率】



※文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より
※日本学術振興会「科研費データ」より

【私立大学に関する研究関連の国内ランキングについて】

(研究※) ※研究に関しては、研究助成金、研究関連収入、論文数等により評価

国内順位	大学名
10	日本医科大学
11	慶應義塾大学
12	東京理科大学
14	早稲田大学
32	順天堂大学

(被引用論文※) ※1論文あたりの被引用回数により評価

国内順位	大学名
1	帝京大学
2	藤田医科大学
6	立教大学
9	近畿大学
11	日本医科大学

※THE (Times Higher Education)「世界大学ランキング2019」より

要求内容

○ 優れた研究者育成のための研究者支援強化

- ・若手研究者の「安定」と「自立」の確保等、持続的な環境整備の促進
- ・研究者の国際的な研究機関等での研鑽・活躍するための環境整備の促進
- ・女性研究者をはじめ子育て世代の研究者のための環境整備の促進

○ 研究環境の強化

- ・企業、公的研究機関、他大学をはじめとする他機関との共同研究等の促進
- ・研究機能の高度化に資する施設設備の運営支援の充実

※また、専門職大学院、短期大学及び高等専門学校機能の高度化に資する支援も充実

「Society5.0」の実現、
イノベーション
・エコシステムの構築
に向けた大学院等の
機能高度化

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和2年度要求・要望額 506億円
 (前年度予算額 109億円)



私立学校施設整備費補助金（他局計上分含む）	426億円（69億円）	[134億円]
私立大学等研究設備整備費等補助金	71億円（28億円）	
私立学校施設高度化推進事業補助金	8億円（12億円）	
＜他に、財政融資資金 291億円（291億円）＞		
（ ）は前年度予算額、[]は平成30年度補正予算額		
※前年度予算額は、「臨時・特別の措置」（防災・減災、国土強靱化関係）86億円を除く。		

1. 耐震化等の促進 275億円（50億円） [134億円]

○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の整備を重点的に支援。

耐震改築（建替え）事業	128億円
耐震補強事業	107億円
その他耐震対策事業	41億円

〔耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例〕



2. 教育・研究装置等の整備 231億円（59億円）

各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等を支援。

- 私立大学等の多様で特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備を支援（私立大学等教育研究装置・設備 120億円）。
- 次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援（私立高等学校等ICT教育設備整備費54億円）。



【光電子分光装置】

研究：元素の同時分析や化学状態の把握が可能となり、新たな先端材料の研究開発を実現。



【生体分子間相互作用解析システム】

研究：生体機構や疾患時の薬物作用機序を分子レベルで解明。解析結果は新薬の開発等に大きく寄与。



【コンピューター室】
高等学校等のICT環境整備

※「臨時・特別の措置」（防災・減災、国土強靱化関係）は予算編成過程で検討

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立学校施設の耐震化等の促進

令和2年度要求・要望額

275億円

(前年度予算額

50億円)

※前年度予算額は、「臨時・特別の措置」

(防災・減災、国土強靱化関係) 86億円を除く。



文部科学省

背景説明

熊本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、早急に児童・生徒等の安全確保を図るため、**私立学校施設の耐震化完了に向けた支援**が必要。



目的・目標

私立学校施設の耐震化率は、約9割と着実に進捗しているが、**国公立学校と比べて耐震対策が遅れている**状況。児童生徒の学習や生活の場であり、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなる**私立学校施設の耐震化の早期完了**を目指す。

事業内容 275億円 (50億円)

学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の整備を重点的に支援。

(補助率：大学1/2 高校等1/3等)

◆ 耐震改築(建替え)事業 128億円

(平成30年度第2次補正予算：55億円、令和元年度当初予算：14億円)

◆ 耐震補強事業 107億円

(平成30年度第2次補正予算：37億円、令和元年度当初予算：28億円)

◆ その他耐震対策事業 41億円

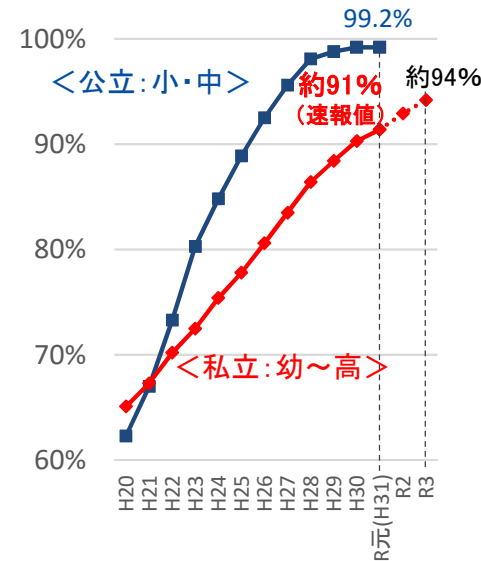
(平成30年度第1次補正予算：26億円、
平成30年度第2次補正予算：16億円、令和元年度当初予算：8億円)
非構造部材の落下防止対策等の安全対策、利子助成

※この他に日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施

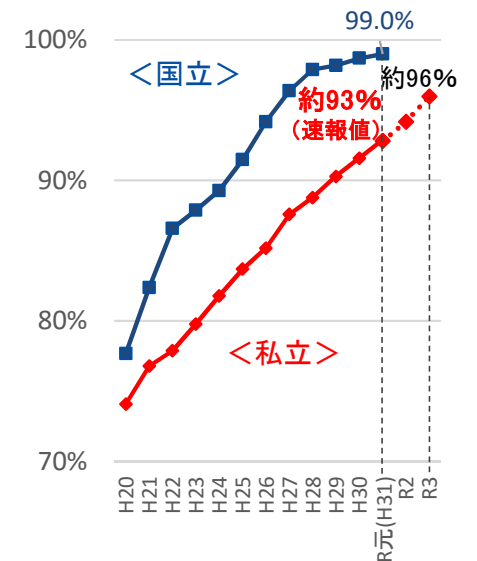
令和2年度計画額(貸付見込額)：221億円

※「臨時・特別の措置」(防災・減災、国土強靱化関係)は予算編成過程で検討

<幼稚園・高校等の耐震化率>



<大学等の耐震化率>



出典：私立学校耐震改修状況調査(令和2年度以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値)

学校法人に係る税制の概要

《 学校法人に対する優遇措置 》

国税	法人税	【教育研究事業】 非課税 【収益事業】 課税 軽減税率 19% [株式会社等の場合、税率23.4%] ※みなし寄附金の特例 (収益事業所得の教育研究事業への支出) 収入の50% (当該金額が年200万円未満の場合は200万円) まで損金算入可能 (通常の公益法人等は20%) ※収益事業の適用除外 私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等
	その他の税目	非課税 所得税 (利子、配当所得等)、登録免許税 (目的外不動産を除く)、 印紙税 (無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係るもの。H28.4.1以降の非課税の確認を受けた日～ H31.3.31に作成されるものについて適用。)
地方税		非課税 住民税、事業税、事業所税 (収益事業に係るものを除く) 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税 (目的外不動産等を除く)

《 学校法人に対する寄附に係る優遇措置 》

寄附の相手		寄附者	
		個人からの寄附	法人からの寄附
学校法人に直接の寄附	国税 ※1	【税額控除額】 (平成23年度改正) $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\%$ 【所得控除額】 $(\text{総所得額の} 25\% \text{が限度額})$	
	国税 ※2	【所得控除額】 $\text{寄附金額} - 2\text{千円}$ $(\text{総所得額の} 40\% \text{が上限})$ ☆	【損金算入限度額】 $\left\{ \begin{array}{l} \text{資本金等の額} \times 0.375\% \\ + \\ \text{当該年度所得} \times 6.25\% \end{array} \right\} \times 1/2$
	地方税	【税額控除額】 $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$ $(\text{総所得の} 30\% \text{が上限})$ ☆	
日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附 (受配者指定寄附金)		(☆に同じ)	寄附金全額の損金算入が可能

(※1) 次のいずれかの要件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人
 ① 經常収入金額のうち、寄附金収入金額が20%以上を占めること
 ② 3,000円以上の寄附を行った寄附者数が年平均100人以上であること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。
 (1) 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(ウ)の要件を満たすこと。
 (2) 実績判定期間内に、公益目的事業費用等が1億円に満たない年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は(イ)の通り計算し、かつ(ウ)の要件を満たすこと。
 (ア) 判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 × 5000 ÷ 定員等の総数 (当該総数が500人未満の場合は500)
 (イ) 判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 × 1億 ÷ 公益目的事業費用等の合計額 (当該合計額が1千万円未満の場合は1千万)
 (ウ) 寄附金額が年平均30万円以上
 (※2) 税額控除対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人が寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。

最近の税制改正

- 一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の **税額控除の導入** (平成23年度～)
- 学校法人の定員・事業規模に応じ、**税額控除の対象法人となるための要件を緩和** (定員について平成27年度～、事業規模について平成28年度～)
- 私立大学が行う受託研究の **受託研究収入の非課税措置の拡充** (平成29年度～)
- 現物寄附への **みなし譲渡所得税の非課税化に係る国税庁長官の承認手続きを簡素化する特例について、適用対象を拡大** (知事所轄法人について平成29年度～、株式について平成30年度～)
- 直系尊属から子・孫に対する教育資金の一括贈与について、**受贈者の年齢制限を、在学中であることを条件に30歳から40歳まで引き上げ** (平成31年度～)

【個人が学校法人等に対して寄附を行った場合における税額控除の控除率の引上げ】 (内閣府、法務省、厚生労働省と共同要望) [所得税]

要望内容

現状、学校法人等(※)に対して個人が寄附をした場合には、寄付金額から2千円を差し引いた額の40%を所得税額から控除することが認められているが、この税額控除の控除率を45%に引き上げ、個人寄付の促進を図る。
 ※公益社団・財団法人、認定NPO法人等、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうちPST要件を満たす法人、国立大学法人等の修学支援事業

個人寄付の寄附金控除の仕組み

学校法人等に対する寄附は「税額控除」又は「所得控除」のいずれかの控除を選択できる仕組み



個人寄附



＜税額控除の場合＞
 (寄附金額(※) - 2千円) × 40%
 を所得税額から控除(所得税額の25%が限度)

選択制

＜所得控除の場合＞
 (寄附金額(※) - 2千円)を所得から控除し、
 所得税率(5~45%)を乗じた額が所得
 税額から控除

控除率を40%→45%に引上げ

※総所得金額等の40%が限度

◇現状(例): 学校法人等に10万円寄附した場合の控除率
 ・所得4000万円超の人 控除率45%(所得控除)
 ・所得500万円の人 控除率40%(税額控除)
 →高額所得者の方が寄附額に対する控除率が高く、
 同額の寄附に対して減税額が大きくなっている。

背景・現状

・公益的な法人は、教育、福祉をはじめ公共分野において重要な役割を果たし、我が国の発展に必要不可欠。
 ・他方、国の財政状況が厳しい中、それぞれの法人が外部資金を通じた財務基盤の強化を図ること一層求められており、法人に対する寄附の裾野の拡大が必要。
 (例) 日米の私立大学への寄附の状況(収入に占める割合) 日本 2.5% アメリカ 15.7%



目標・効果

税額控除の控除率の引き上げにより、個人寄附が促進され、寄附金収入の増加につながる。このことによる公益的な法人の経営基盤の強化を通じて、公益的な活動のより一層の充実を図る。

【減収見込み額】
 約29.3億円

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

【制度概要】

- 祖父母(贈与者)は、孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金につき、孫ごとに1,500万円(学校等以外の者(塾や習い事など)に支払われるものについては500万円が限度)を非課税とする。
- 教育資金の用途については、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。

【平成31年度税制改正要望の結果】

- 制度の適用期限を2年間延長(平成25年4月1日:制度開始~平成33年3月31日まで)
- 教育資金管理契約の終了年齢につき、従来の30歳から、在学中であることを条件に40歳まで引き上げ
- 所得制限の新設(孫の年間所得が1,000万円を超える場合には非課税措置を受けられない)
- 23歳以上の孫の教育費の範囲を、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定(習い事等は対象外)
- 贈与から3年以内に祖父母が亡くなった場合、孫が23歳以上であれば残高を相続財産に加算(孫が在学中の場合を除く)

【制度の流れ】

